

地域県土警察常任委員会資料

(令和8年2月26日)

陳情8年地域第1号

(インターネット公開版)

鳥取県議会

陳 情 文 書 表

議 会 資 料

陳情（新規）・地域県土警察常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
8年-1 (R8.1.14)	地 域	非核三原則の堅持を求める意見書の提出について	
▶陳情事項 鳥取県議会から国に対して、非核三原則の堅持を求める意見書を提出すること。			

▶陳情理由

高市政権で安全保障政策を担当する官邸幹部が、令和7年12月18日、「私は核を持つべきだと思っている」、「最終的に頼れるのは自分たちだ」と記者団に述べ、日本の核兵器保有が必要だとの認識を示した。発言はオフレコを前提にしたものであるが、マスコミがオフレコ破りをしなければならぬほど、日本の当局者がした発言の意味としてはきわめて重い。

最初ニュースを聞いたとき、なにかの冗談かと思ったが、「コンビニで買ってくるみたいにすぐにできる話ではない」、「(核兵器は)すぐ手に入るものではない」とも述べ、米国による核抑止体制を維持する方が現実的との見方も示しており、この発言が、本当で成し遂げたい、真意であるものと読み取れ、余計におそろしくなった。

日本は、かねてより核兵器を「持たず、つくらず、持ち込ませず」という非核三原則を堅持してきた。それは、日本が、唯一の被爆国として、戦争の悲惨な経験を知っているからである。

この発言に対し、立憲民主党の野田代表は12月19日の記者会見で、「こうした考えを持つ人がそばにいることに問題がある。早急に辞めていただくのが妥当だ」と更迭を求めた。公明党の斉藤代表も記者団に「罷免に値する重大な発言だ」と批判した。

鳥取県は、昭和62年、核兵器廃絶平和鳥取県宣言を採択し、「核兵器を廃絶し恒久平和を実現することは、人類共通の悲願であり、鳥取県民の心からの希求である」としている。

宣言にはこうある。

「鳥取県民は、世界唯一の核被爆国民としての自覚と、日本国憲法に掲げられた恒久平和の理念に基づき、県民一人一人が郷土愛と限りない人類の繁栄、確かな歴史の創造のため、今を生きる人間の果たすべき責任として、核兵器廃絶、恒久平和のために力を合わせて行動することをここに誓う。」

私も、県民として、恒久平和のため、陳情を通じて行動することを、ここに誓う。

県議会として、核兵器廃絶のため、政府に対し、次のことを求める意見書を、地方自治法第99条の規定によって提出するよう求める。

“人類の繁栄や恒久平和、無用な殺戮の防止のため、核兵器を廃絶し、非核三原則を堅持することは、今を生きる人間の果たすべき責任である。

については、政府として、非核三原則を堅持されることを、本議会として、強く求める。”

暴力は暴力を生み、核武装は核武装を生み、軍拡というのは、エスカレーションするものである。

日本は唯一の被爆国。県民を代表する議員諸氏におかれても、ぜひ、宣言にあるように、国に、非核三原則の堅持を求めていただきたく、陳情するものである。

人々が、戦争による恐怖や欠乏から逃れ、安全で安心して生活できる世界の実現。それは、政党や会派、政治的立場の違いを超えて、これからの子供たちに残す、なによりも大切な置き土産だと思うのである。

▶提出者

倉吉市 個人

現状と県の取組状況

執行部提出参考資料

地域社会振興部（市町村課）

【現 状】

- 1 非核三原則は「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」とする政府の基本方針であり、世界で唯一の被爆国として、核兵器の惨禍を繰り返させないとの決意を示すものである。昭和42年に当時の佐藤栄作首相が国会で表明し、昭和46年の衆議院決議により国是としての位置付けが明確化された。以来、歴代政権は三原則を堅持してきた。
- 2 令和4年に閣議決定された国家安全保障戦略においても「平和国家として、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とはならず、非核三原則を堅持するとの基本方針は今後も変わらない。」と明記されており、非核三原則は現在においても日本における安全保障政策の根幹を成すものである。

<参考>

- ・衆議院予算委員会における佐藤首相答弁（昭和42年12月11日）

核は保有しない、核は製造もしない、核を持ち込まないというこの核に対する三原則、その平和憲法のもと、この核に対する三原則のもと、そのもとにおいて日本の安全はどうしたらいいのか、これが私に課せられた責任でございます。

【県の取組状況】

- 1 鳥取県議会は、昭和34年に世界の恒久平和の実現するため、新しい世界秩序の確立に努力することを期した平和宣言を行った。その後、核兵器をめぐる国際情勢が深刻さを増す中、昭和62年には、核兵器廃絶、恒久平和の為に力を合わせて行動することを誓い、国是としての非核三原則の完全実施を願いつつ、これを県是とした完全非核兵器地域であることを表明した核兵器廃絶平和鳥取県宣言を行っている。
- 2 本県では、こうした宣言の趣旨を風化させることなく、次世代へ継承していくため、毎年8月に県庁舎等に懸垂幕を掲示し、核兵器廃絶や恒久平和について広く県民に普及啓発を行っているところである。

懸垂幕掲出場所：本庁舎、東部庁舎、八頭庁舎、中部総合事務所、西部総合事務所、日野振興センター

<参考>

- ・平和宣言（昭和34年3月20日議決）

われわれは、人類の福祉を希求する全世界の人々とともに、世界の恒久平和を実現するため、世界連邦建設の趣旨に賛同し、新しい世界秩序の確立に努力せんことを期す。右宣言する。

- ・核兵器廃絶平和鳥取県宣言（昭和62年12月18日議決）

核兵器を廃絶し恒久平和を実現することは、人類共通の悲願であり、鳥取県民の心からの希求である。

しかるに現在、核兵器は地球上の総てを繰り返し破壊して余りある貯蔵とその配備の上に、なお核軍拡競争は止まることなく、人類は核戦争の脅威から未解放のままにある。

唯一の光明は、米ソのINF全廃の合意であり、これがすべての核兵器廃絶の第一歩となるよう祈らずにいられない。

鳥取県民は、世界唯一の核被爆国民としての自覚と、日本国憲法に掲げられた恒久平和の理念に基づき、県民一人一人が郷土愛と限りない人類の繁栄、確かな歴史の創造のため、今を生きる人間の果たすべき責任として、核兵器廃絶、恒久平和のために力を合わせて行動することをここに誓う。

そして我が鳥取県は、国是としての非核三原則が完全に実施されることを願いつつ、これを県是とした完全非核兵器地域であることを世界に向かって表明し、核兵器廃絶平和鳥取県宣言とする。